



広報

1月号

にのみや

第441号 発行日 平成11年(1999年)1月10日 編集発行 二宮町総務部企画室 〒259-0196 二宮961番地 電話71-3311

二宮町民憲章

1. 郷土を愛し、自然をいかすきれいな二宮町をつくりましょう。
1. ふれあいを深め、ことばをかけあうさわやかな二宮町をつくりましょう。
1. きまりを守り、良習をはぐくむ住みよい二宮町をつくりましょう。
1. 幸せを願い、健やかな、明るい二宮町をつくりましょう。
1. 教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう。

(1)



飛躍の年に

今年^{うとし}は卯年。十二支の四番目のうさぎ年です。
卯は東の方角、また、「卯の刻」といえば午前六時ごろを指します。
だれでも知っているうさぎの話といえば「うさぎとカメ」ですが、
地道に努力すれば必ず成功するという教訓があります。
本年が町民皆さまにとって、飛躍の年になりますように！——

京都四条派の流れをくむ一筆画
太田ふみ子さん(中里在住)の作品



二宮町長

古澤吉郎

明けましておめでとうございます。輝かしい新春をお迎えのこと
と心よりお喜び申し上げます。輝かしい新春をお迎えのこと
さて、わが国の経済はまさに平成大不況といった様相を呈し、県
においても危機的な状況にあると言われております。こうした情勢
の中で町政の舵取りを仰せつかった以上、粉骨砕身、不撓不屈の精
神をもってまちづくりに努力いたします。

私の基本理念は、「人の気持ちを大切にすること」です。

取り組みとしては、平成十二年度にスタートする介護保険制度の円
滑な導入、(仮称)生涯学習センターを拠点とした生涯学習の振興、
人にやさしい駅施設の推進、活力ある地域密着型の商店街づくり、
快適な生活環境の整備、すべての人にやさしい長寿の里であるため
の総合的な福祉対策の実施等、人の命と暮らしを最優先にした心の
こもった福祉、生活環境型町政をめざしていきます。また、住民参
加の町政を推進し「向こう三軒両隣(ミニ・ミニ・コミュニティ)
運動」を提唱して、公正で透明な町政を実行していくことをお約束
します。

今後とも町政運営に変わらぬご支援とご指導を賜りますとともに
に、皆さま方のご健勝をご祈念申し上げ、ごあいさついたします。



二宮町議会議長

松木義明

輝かしい新春をご健勝でお迎えのこととお慶び申し上げます。
昨年の十二月臨時議会において、議長に推挙され就任いたしました
ことは、私にとりまして誠に光栄でありますとともに、その責任
の重さを痛感しております。

昨年十一月の町議会議員選挙では、十八名の議員が信任されまし
た。その半数が新しい議員です。議会運営につきましては、二宮町
議会の伝統と歴史を尊重しつつ、より活発な議論の場として、誤り
のない方向で円滑な議会運営に努める所存であります。

執行者側も古澤吉郎新町長の政策により、人事をはじめ新体制で
二十一世紀に相応する町づくりに取り組まれるものと思われま
す。議会としても、町民の意思を町政に反映できるような「住んで良
かった」町づくりに邁進したいと考えております。

本年一年、皆さま方に満足していただけるような議会活動、そし
て地域活動に取り組んでまいります。どうか私ども十八名の議員に
より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年の
ごあいさつとさせていただきます。

二宮町環境基本条例を制定

きらめく太陽と青い海緑豊かな二宮町に

わたしたちの生活は、高度な科学技術などの進歩により、多くの恩恵を受けて便利で快適なものとなってきました。その反面で公害や自然環境の破壊、資源やエネルギーの大量消費といった環境へのさまざまな負荷を生み、生活環境への影響が懸念されています。

だれもが良好な環境の下で健全で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、わたしたち一人ひとりが力を合わせ、「人と自然を思いやる文化と活力に満ちた湘南にのみや」を創るため、この二宮町環境基本条例を制定します。

この条例は、町の良好な環境の保全等のために、町民・事業者それぞれの責務のもと、将来の二宮町の環境についての基本的な考え方、環境政策の基本的な方向や施策などの統括的な事項を定めたものです。

緑あふれる豊かな環境を次世代に

環境問題は、いまや地球市民一人ひとりとって、避けては通れない共通の課題となっています。町はこれまで豊かな自然にはぐくまれて、静かな落ち着いた住宅の町として発展してきましたが、近年、海岸の松林の保全、たばこのポイ捨て、野焼きなどのさ

また、最近では、「環境ホルモン」に代表されるように新たな課題も相次いで明らかになり、環境問題は決して他人事ではない切実なものとなっています。

また、この研究会とは別に職員による研究会を平成九年六月に発足させ、各課等が抱える課題や基本条例に基づく事業展開の方法などを検討してきました。

環境にやさしいまちづくり
条例素案研究会

町では、有識者五名で構成する「(仮称)環境にやさしいまちづくり条例素案研究会」(会長は田丸重彦東海大学工学部助教授)を平成九年八月から組織して、約一年以上にわたって精力的に検討を重ねてきました。

研究会開催においての検討過程では、二十一世紀にも対応できる環境の理念を町としてきちんと定めて、環境の基本的な考え方を町民の皆さんに明らかにした条例をまず示して、その後に実行性のある基本計画や個別条例に取り組みべきであるという結論が出ています。

また、この研究会とは別に職員による研究会を平成九年六月に発足させ、各課等が抱える課題や基本条例に基づく事業展開の方法などを検討してきました。



基本的な考え方

町民の皆さんが望む環境にやさしいまちづくりを進めるためには、町、町民および事業者の役割分担を明らかにし、それを基にした各自の積極的な行動が必要となります。

そこで、この条例には次のような責務が盛り込まれています。

◇町の責務 基本理念に基づき、環境保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施すること。

◇町民の責務 人と環境のかかわりを深く認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減および地球環境の保全にかかわる被害が生ずることをい

用語の意義

環境の負荷：人の活動により環境に加えられる影響であって環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。

地球環境の保全：人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかわる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することをいう。

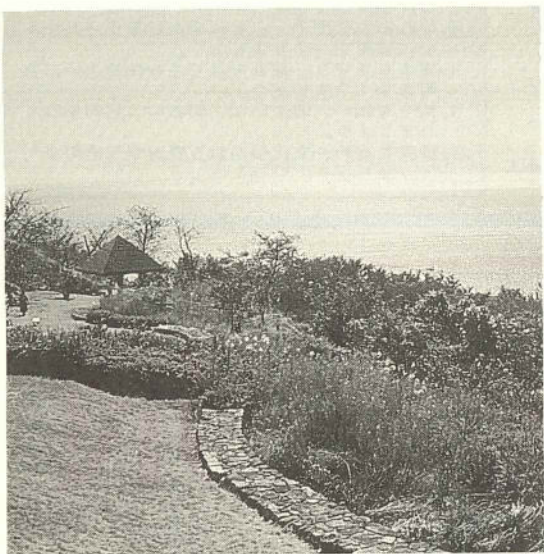
基本的な施策

- (1)美しい渚の保全 海岸の松林の保全や自然と建築物等の調和のとれた景観の形成に努め、海岸の浸食防止を国や県とともに推進すること。
- (2)自然環境の保全 丘陵地等の緑地や生態系の保護に努めるとともに、その良好な自然環境を保全すること。
- (3)快適な生活環境の確保 地球の環境美化の推進や緑の創造に努めること。
- (4)健康で安全な生活環境の保全 公害対策の推進や有害化学物質の安全対策に努めること。
- (5)廃棄物の排出抑制等 廃棄物の発生を抑制し、適正に処理するとともに、資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用を推進すること。
- (6)地球環境の保全 地球温暖化防止対策等の地球環境保全のための施策を推進すること。
- (7)環境の創造と町民参加 町民の参加協力を得て、環境の保全等に必要な施策を推進するとともに、環境の保全等を目的とした団体との連携を進めること。
- (8)環境管理システムの展開 役場庁舎内の環境管理の推進に努めるとともに、事業者等の自主的な環境管理を促進すること。



広報紙でみる町のできごと十年間

- 平成の時代も早いもので十年が経過しました。「広報にのみや」に掲載された主な内容で、町の十年間を振り返ってみましょう。
- ▽平成元年…酒匂川流域関連公共下水道として県知事と調印
 - ▽二宮駅北口自転車駐車場完成
 - ▽県道栗野二宮線バイパス開通
 - ▽役場業務毎月第二、第四土曜日が休業
 - ▽平成二年…青年クラブ新潟県中郷村との交流が復活
 - ▽サーフ90二宮を主催
 - ▽(仮称)二宮水郷公園工事始まる
 - ▽平成三年…第一回吾妻山健康ウォーク開催
 - ▽二宮せせらぎ公園が開園
 - ▽町人口三万人を突破
 - ▽町民総ぐるみボランティア推進本部を設置
 - ▽平成四年…松根地区の住居表示を実施
 - ▽災害時緊急救助体制(町内四か所の応急救助所)の骨格が決まる
 - ▽学校週五日制により第二土曜日が休み
 - ▽吾妻山公園が、かながわの公園50選に
 - ▽平成五年…新総合計画を策定
 - ▽役場業務の完全土曜休業を実施
 - ▽吾妻山にローラーすべり台完成
 - ▽(仮称)健康スポーツセンター工
 - ▽平成六年…二宮町民温水プールがオープン
 - ▽オーストラリアへレンスベールから教師と生徒が来町し国際交流事業がスタート
 - ▽平成七年…阪神・淡路大震災の被災地へ町より人的、経済的援助を行う
 - ▽県道栗野二宮線バイパス開通
 - ▽福祉ワークセンター・駅南口自転車駐車場・最終処分場が完成
 - ▽学校週五日制の拡充で第四土曜日も休みに
 - ▽町民総ぐるみボランティア推進本部
 - ▽平成八年…移動図書館車の巡回が始まる
 - ▽園試跡地の一部を県より購入
 - ▽じん芥焼却場の新4号炉完成
 - ▽町都市計画マスタープランを策定
 - ▽全国ミニ団体連絡会議(ミニ・サミット)開催
 - ▽釜野地区に路線バス運行開始
 - ▽平成九年…指定ごみ袋導入
 - ▽町民運動場の拡張整備完了
 - ▽山西小の耐震工事始まる
 - ▽緑が丘地区に路線バス運行
 - ▽耐震性貯水槽を設置
 - ▽平成十年…女性防災隊が誕生
 - ▽ゆめ国体ゲートボール競技開催
 - ▽消防庁舎耐震工事完了



吾妻山から相模湾を望む



ごあいさつ

助役という要職を拝命し、八年間その責務をまっとうす

西山助役が退任
助役の任期満了に伴い、十二月十八日付で、西山喜介氏(61歳)が退任されました。西山助役は、平成二年十二月十九日から二期八年にわたり助役の要職に就かれ、西山前町長とともに町政の発展と住民生活の向上に尽くされた方です。

町政資料の閲覧コーナー

〔閲覧資料の紹介〕

町政資料閲覧コーナーで閲覧できる資料等の最新版です。

- にのみやの環境(平成10年版)
- 二宮町環境基本条例全文
- 町長等の期末手当の特例に関する条例全文
- 二宮町公共下水道使用料条例全文

※ほかにも閲覧できる資料等があります。詳しくは、総務課庶務係 内線318までお問い合わせください。

ることができました。これらひとえに皆さま方のお力添えによるものと心よりお礼申し上げます。これからは一町民として、二宮町の発展に微力

を尽くす所存でございます。町民皆さまにおかれましては、ご健康とご多幸をお祈り申し上げ、退任のあいさつといたします。

『豊かな自然環境と快適な生活環境を求めて』 二宮町公共下水道使用料条例を制定

町では、「優れた都市機能と文化を備え、豊かな自然に恵まれた町」をテーマとして、平成元年度より酒匂川流域関連公共下水道事業に着手し、第一期事業区域としてJR東海道線より南側、約二〇〇ヘクタールの整備を皆様のご協力をいただき順次進めてまいりました。また、川匂中継ポンプ場が、十年度末で完成する見込みとなりました。

十一年度から供用開始

流域下水道とともに公共下水道の両面の整備が整ってきましたので、十一年度には、川匂、山西地区の一部の方々から公共下水道を使用したいだけになり、各家庭や事業所から流された家庭雑排水等の汚水は、下水道管を通り終末処理場に集められてきれいな水に処理されます。

下水道使用料は維持管理等の経費に

きれいな水にするためには、処理場や下水道管の維持

管理等の経費が必要となりますので、この費用は、くみとり便所や個人浄化槽の維持管理にかかわるものとして下水道を利用される皆さんの使用料によってまかなわれることとなります。

一般に町が住民の皆さんに提供する行政サービスは、税によってまかなわれるものですが、町が行うサービスとそのサービスを受ける人が限られている事業にあっては、そのサービスの原価計算をもとにした使用料を、下水道に接続することにより利益を得る方から負担していただくとい



うことが、住民間の負担の公平につながります。

このようなことから、十二月定例議会において提案され可決されたものです。

下水道使用料の算定の基礎となる使用水量は、各家庭や事業所で使用されている上水道や井戸水等の地下水の使用水量をもとにするもので、賦課方法については「基本使用料を設ける従量・累進使用料制」となります。お問い合わせは、下水道課 業務係(内線247・249)まで

町の暮らし

町のさまざまな数値による暮らしぶりをみてみましょう。

この数値は、行政機関および関係機関のご協力により、平成九年中のものを統計的にまとめたものです。

世帯人員 一帯二・二九人
出生(九人) 一帯一・〇七人
死亡(九人) 一帯一・〇七人
婚姻(九人) 一帯一・〇三組
離婚(九人) 一帯一・〇一組
転入(九人) 一帯一・五〇人
転出(九人) 一帯一・四二二人
人口密度 一帯一・三〇九人
気温(九人) 平均一十九度
電話 一帯一・一〇台

郵便 引受一帯三・三三三通
配達一帯三・三三三通
じん芥処理 一帯九七八kg
し尿処理 一帯一・三三四kg
教員一人に 小学生二・二人
中学生一・七二人
保母一人に 園児八・一人
町職員一人に 町民一七二人
消防署・団員一人に 九二二帯
火災 三〇・四日に一件
犯罪 〇・九日に一件
交通事故 〇・九日に一件
救急車出動 一帯一・三三件
自家用車 一帯一・〇六台
図書 一人当たり二・七冊
※このほか統計資料は企画室 広報広聴係(内線325)へ

1か月当たりの公共下水道使用料金

汚水区分	基本料金	超過料金の使用料単価 (m ³ /月)	
一般汚水 家庭汚水 営業汚水 工場汚水 など	8 m ³ まで600円	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	90円
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	105円
		30 m ³ を超え 40 m ³ まで	120円
		40 m ³ を超え 50 m ³ まで	130円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	140円
		100 m ³ を超え500 m ³ まで	150円
		500 m ³ を超え1000 m ³ まで	160円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき	1000 m ³ を超えるもの	170円
			5円

例) 水道水等を1か月25m³使用した場合

基本料金 8 m³まで……………600円
超過料金 9 m³～20 m³までの分 12 m³ × 90円 = 1,080円
" 21 m³～25 m³までの分 5 m³ × 105円 = 525円
2,205円

よって、2,205円×消費税5%=2,315円となります。

公共下水道の整備を促進し、豊かな自然環境と快適な生活環境を求めて、住みよい町づくりの実現のため町民皆様のご理解とご協力をお願いします。

シリーズ 歳時記

三が日

一月の一日から三日までが三が日。この期間は正月気分でのんびり過ごす方も多いことでしょう。こうした習慣は、時代により場所によって少しずつ違っているようですが、この三が日は、家族が晴れ着を着て集まり、おとそで新年を祝い、雑煮やおせち料理を食べるというのが一般的のようです。そして、年始のあいさつに行ったり、反対に人が来たりします。おせち料理はごちそうであり、三が日の間、料理などを作らなく

世代と世代の支え合い 20歳になったら国民年金!

成人式を迎えられる20歳の皆さんは、国民年金に加入する義務があります。20歳の誕生日に「20歳到達者年金加入状況調査」が届きます。ご記入の上、返送してください。問合せ 住民課戸籍年金係(内線238)まで

**贈与税の申告と納税は
2月1日から3月15日まで**

**所得税の確定申告と納税は
2月16日から3月15日まで**

申告は 納期限までに 正しくお早めに

○平成十年分所得税の確定申告および贈与税の申告は、期間内にお早めに提出してください。

○確定申告書は、納税者の方がご自分で作成し、提出していただくことを原則としています。ご自分で作成され、お早めに提出してください。

○税務署においての申告は、あらかじめ決算書・収支内訳書を作成し、前年の確定申告書の控え・筆記用具・計算機等をお持ちのうえ、「自書作成コーナー」で作成してください。なお、お分かりにならないところは、職員におたずねください。

○毎年三月十日以降になると税務署の窓口は、大変混雑し長時間お待ちいただくことがありますので、お早めにおいでください。

阪神・淡路大震災から四年

一月十七日は「防災とボランティアの日」です

「災害は忘れたころにやってくる」。あれから四年が経過した今、大震災での経験や教訓が次第に忘れられてきているのではないでしようか。しかし、同じような大災害が、いつどこで襲ってくるかわかりません。もう一度、思い起こしてください。自分や自分の家族、自分のまちを守るためには何が必要かを。

○各家庭や個人で、災害発生時の行動力を養うことが個人を救うのです。

還付申告をされる方へ

税務署では、医療費控除や住宅取得特別控除などによる還付申告をされる方の受付を一月から始めています。税務署が混雑しない二月上旬に申告を済ませるようお勧めします。また、還付金の受領に当たっては、申告される方のご本人名義の銀行か郵便局の振込口座をご指定ください。

各種説明会および相談会

所得税・事業税・住民税の共同説明会
とき 二月五日(金) 午前九時三十分～十時
ところ 社会福祉センター・三階大ホール

出席の際は、送付した申告書用紙、確定申告の手引き等をお持ちください。

年金受給者の説明会と相談会
とき 二月五日(金)
午前十時～十二時・午後一時～三時
ところ 社会福祉センター・三階訓練室

出席の際は、年金の源泉徴収票と送付した申告書用紙等をお持ちください。

税理士会の還付申告相談
とき 二月九日(火)・十日(水)
午前九時三十分～十二時・午後一時～三時三十分
ところ 役場二階第一会議室

贈与税の申告は...

○平成十年中に、六十万円を超える金銭・土地・建物などの財産の贈与を受けた方、ま

町税口座振替の申込みまたは変更

新年度から口座振替を希望される方、または従来の申込み内容(納付方法、引き落とし通帳など)の変更を希望される方は下記の期限までに届出をお願いします。

税 目	届出期限
固定資産税(第1期・4月末)	2月末
軽自動車税(第1期・5月末)	3月末
国民健康保険税(")	
町県民税(第1期・6月末)	4月末

申込み(変更)依頼の窓口...最寄りの金融機関(郵便局も可)または役場税務課
持ち物...預金通帳、届出印
問合せ 税務課収税係(内線223・226)まで

所得税確定申告分の 納税と還付金の受領

所得税第三期分の納税は、三月十五日(月)までに最寄りの金融機関、郵便局または平塚税務署でお済ませください。

(1)納税は、便利な口座振替をご利用ください。(預金口座からの引き落としは、四月中旬ごろとなります。)新たに口座振替を利用される方

たは著しく低い価格で資産を譲り受けるなど六十万円を超える経済的利益を受けた方は、贈与税の申告と納税が必要です。

○贈与税の税金計算の特例として、居住用不動産等の贈与の場合の「配偶者控除の特例」および居住用の住宅購入資金の贈与の場合の「住宅取得資金の贈与の特例」があります。が、特例を受けるための要件には十分注意してください。

また、これらの特例を受けるためには、税金がからならない場合であっても、申告手続が必要ですのでご注意ください。

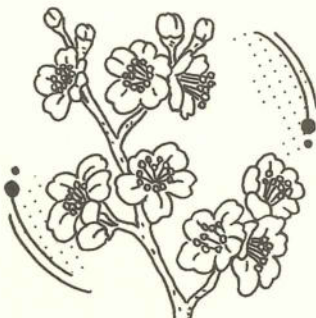
は、取引先金融機関、郵便局または税務署へ「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

※申込み手続は三月十五日までに必着でお願いします。

(2)延納制度をご利用ください。

第三期分の税額の二分の一以上を、三月十五日までに納税すると、残額は五月三十一日(月)まで延納できます。ただし、延納期間中は利子税がかかります。

還付金の受領は、銀行・郵便局等への振込をご利用ください。振込の場合の預金口座は確定申告書に記載の住所・氏名と同一名義に限ります。



確定申告のお問い合わせは
平塚税務署 22-14000へ

消火栓付近等での違法駐車はやめよう!

FIRE HYDRANT
消火栓

FIRE CISTERN
防火水そう

このような標識を見たことはありませんか。これらは火災のとき、消火活動に欠かすことのできない重要な「消防水利」の目印です。

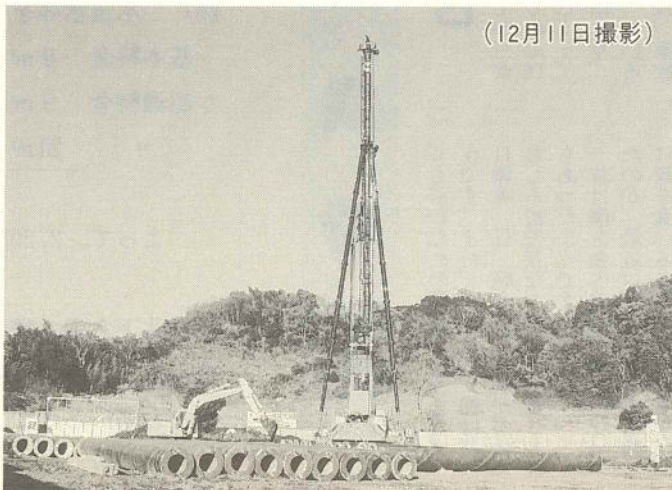
消防隊がいち早く現場に到着しても消火栓の上に車などが駐車していたため、放水の遅れから火災が拡大してしまった事例が現実発生しています。このような事態を避けるため、消火栓や防火水そうから5m以内の部分や消防車両の車庫等から5m以内の駐車は、道路交通法により禁止されています。

消防水利は、定期的に調査・点検を実施しています。消火活動に支障となる違法な駐車は、絶対にやめましょう。

問合せ 消防本部・消防署 ☎72-0015まで

(仮称)生涯学習センター建設に向けて

県園芸試験場跡地の一部、約9,000㎡の敷地に(仮称)生涯学習センター建設の基礎工事を進めています。工事期間中は大型車両の通行など、何かと迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



(12月11日撮影)



じょうほう館

お知らせ

◆交通災害見舞金

町では、交通事故による死亡および傷害を受け、入院治療された方に見舞金を支給します。

支給対象 二宮町に住所があり、過去1年以内に交通事故にあわれた方（ただし、被害者に故意、または重大な過失があるときは対象になりません。）

見舞金額 ①死亡…20万円（成人）～10万円（未就学児） ②傷害…7万円（150日以上入院）～1万円（7日未満入院）

必要書類 交通事故証明書、死亡診断書（死亡の場合）、入院証明書（入院の場合）いずれもコピー可。そのほか申請時には銀行の口座番号を控えて、印鑑をご持参ください。

問合せ・申請先 生活環境課生活安全係（内線245）まで

◆最低賃金が改正されました

最低賃金の件名	最低賃金額		効力発生日 (平成10年)
	1日	1時間	
神奈川県最低賃金	5,465円	690円	10月1日
塗料製造業	6,425円	805円	12月6日
鉄鋼業	6,288円	786円	12月6日
非鉄金属・合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	6,024円	758円	11月29日
ボイラ・原動機、建設機械・ 鉱山機械、金属加工機械、 一般産業用機械・装置製造業	6,221円	782円	12月4日
電気機械器具製造業	6,116円	771円	12月18日
輸送用機械器具製造業	6,172円	776円	11月20日
自動車小売業	6,171円	776円	12月13日

神奈川県内の電気機械器具製造業者等7業種に適用される各産業別最低賃金が改正されました。産業別最低賃金は、年齢・業務等に関する適用除外措置があります。（神奈川県最低賃金を適用）

問合せ 神奈川県労働基準局賃金課（☎045-211-7354）、または平塚労働基準監督署（☎32-4600）まで

◆償却資産の申告のお願い

町の固定資産税には、土地・家屋のほかに償却資産があります。平成11年1月1日現在、事業のために使われている機械・装置・備品などの償却資産を所有する法人および個人事業主が申告者となります。

前年に申告のあった方には、申告書を送付していますが、平成10年中に新たに事業を始めた方は、申告書類をお渡ししますので、税務

課資産税係へ連絡してください。

提出期限 2月1日（月）まで

問合せ 税務課資産税係（内線227）まで

◆下水道排水設備工事責任技術者の試験および更新講習（県内統一）

10年度より、日本下水道協会神奈川県支部が主催する県内統一の下水道排水設備工事責任技術者試験を実施します。試験および試験講習会は、県内5会場で同時に実施しますが、当町で受付をされた方の会場等は次のとおりです。

責任技術者試験…2月25日（木）13：30～16：00

関東学院大学小田原校舎（法学部校舎）小田原市荻窪1162-2 受験手数料 4,000円

試験講習会…2月18日（木）13：30～16：00

試験会場と同じ会場 受講手数料 3,000円（テキスト代含む）

責任技術者更新講習会…3月10日（水）～12日（金）13：00～16：30の希望する1日

横浜市文化体育館（関内駅下車、徒歩5分）受講手数料 4,000円（テキスト代含む）

申込み受付 申込書を事前にお受け取りの上、試験、試験講習、更新講習ともに受付は2月1日（月）～10日（水）8：30～17：00です。（ただし、12：00～13：00と土曜、休日は除く）

受付場所・問合せ 下水道課業務係（内線247・249）まで

募 集

◆平成11年度広報モニター

町が発行する広報紙などについてのご意見や感想をお聞かせください。

定員 10名 **募集期限** 2月26日（金）まで

応募資格 平成11年4月1日時点で満20歳以上の町内在住の方

内容 広報にのみや、お知らせ版などの町発行物についての意見や感想を月一回、定められた様式に記入し、郵送していただきます。

謝礼 予算範囲内（年9,000円程度）

依頼期間 4月から1年間

応募方法 住所、氏名、年齢、連絡先電話番号、職業などを電話かFAXでご応募ください。

応募先・問合せ 企画室広報広聴係（内線325）☎0463-73-0134まで

町への問い合わせは 71-3311

◆地域ミニデイサービスの指導員

定員 若干名

募集期限 2月26日（金）まで

応募資格 健康であり、指導員として活動していただける方なら特に制限はありません。

内容 週1～2回程度、町指定の老人憩の家、児童館などにおいて高齢者を対象に創作活動やレクリエーションの指導をする仕事です。

提出書類 履歴書（様式等の規定なし）

その他 資格等は特に定めません。

応募方法 福祉課窓口で直接申し込む

問合せ 福祉課高齢福祉係（内線264）まで

◆神奈川県くらしのモニター（仮称）

定員 123名 **募集期限** 1月29日（金）まで

応募資格 平成11年4月1日時点で満20歳以上の県内在住の方で、これまでに県のモニター業務に携わったことのない方

内容 消費生活・物価に関するアンケートの回答（年10回程度）と意見の提出、価格調査等

謝金 15,000円以内

依頼期間 4月から1年間

応募方法 (1)住所、(2)氏名（ふりがな）、(3)年齢（平成11年4月1日現在）、(4)性別、(5)連絡先電話番号、(6)職業、(7)応募動機（100字以内）、(8)募集を知った方法を明記してはがきまたはFAXでご応募ください。

その他 応募者多数の場合は厳正な選考の上、3月中旬までに本人に通知します。

応募先・問合せ 神奈川県県民部消費生活課 ☎231-8588 ☎045-201-8754

☎045-201-1111（内線3507）まで

案 内

◆歯ぐきの検診

2月2日（火）13：40～14：40 保健センター

内容 歯周病予防のための検診と歯みがき練習

対象 妊婦および50歳未満の方

持ち物 ふだん使っている歯ブラシとコップ、妊婦の方は母子健康手帳

申込み・問合せ 保健センター ☎71-7100へ



資源ごみの収集量および売却代金（11月分）

※（ ）内は10年度の累計です

古紙・布類	201,140kg	(1,404,570kg)	319,130円	(2,118,665円)
ビン・ガラス類	13,470kg	(103,390kg)	6,640円	(49,290円)
金属・空きカン類	979kg	(7,779kg)	39,160円	(311,160円)
樹脂類	3,820kg	(27,870kg)	1,090円	(8,370円)

売却代金は町の会計に入る

町の人口（12月1日現在）

総数	31,014人	(+45)
男	15,239人	(+22)
女	15,775人	(+23)
世帯数	10,730世帯	(+34)

（ ）内は前月比。人口統計より

今月の納期

町 県 民 税（第4期）

国民健康保険税（第7期）

国民年金保険料（1月分）

→ 2月1日

～活かします あなたの納める貴重な税～

かしこい消費者になるために
（消費者生活モニター調べ）

☆価格差が大きい商品〔12月分〕
（最高～最低）消費税含む

①しょう油（1ℓ）
（346円～164円）

②豚 肉（100g）
（207円～89円）

③牛 乳（1ℓ）
（237円～176円）

カメラ レポート

12・3 女性問題啓発を
目的に、湘南フォーラム
を開催（福祉センター）



12・4 さまざまな差別
や偏見をなくそう！
（同人権研修会にて）



12・5 江川紹子さんを
迎えて生涯学習公開講座
（超満員の公民館にて）



みんなの 広場

広報12月号を読んで

秋の叙勲受章者を紹介した
記事を読みました。

三名の受章者の方「おめで
とうございます」。同じ町内に
このようなすばらしい方々が
おられることに、一町民とし
て誇りに思います。これから
もお体に気をつけてがんばっ
ていただきたいと思います。

「自ら道を選び、それをひ
とすじに歩んでこられた」時
には辛く投げ出してしまおう
と思われたこともあったでし
ょう。でも、それを乗り越え
て道をきり開いてこられた。
まさに、わたしたちのお手本

になられる方だと思います。

紙面に知り合いの方の写真
や名前があると何か自分のこ
とのようにうれしくなりま
す。今度会った「広報見た
よ！」と声をかけてみよう。
広報モニターの広報通信より

編集室より

広報にのみやでは、町民の
皆さんに行政情報をより正確
に、より迅速にお伝えするこ
とで「町民と行政の間に信頼
関係を育てること」ができれ
ばと毎月編集にあたっていま
す。6ページの紙面のなかで
制約はありますが、主要施策

をはじめ暮らしに役立つ生活
情報も盛り込み、毎月10日に
発行しています。町からのお
知らせや行事の案内などは、
毎月25日発行の「お知らせ版」
を中心に掲載し、県など関係
機関等のお知らせ記事は「広
報本紙」を中心に、開催時期
や対象者等を考慮しながら紙
面づくりに努めています。
皆さんからの意見や感想を
お受けすることで、「親しみ
のある広報紙、町民参加型の
広報紙」づくりができること
と思います。



第4回 にのみや観光フォトコンテスト

美しい自然に恵まれた「湘南にのみや」の四
季の風景や名所、旧跡、文化財、行事など観光
宣伝に広く紹介できる「二宮の観光を題材とし
た作品」を募集します。

写真のサイズ カラープリント（六つ切り以上
四つ切りまで）※組写真は受け付けません。
応募資格 町内在住、在勤、在学の方
受付 2月1日（月）～15日（月）まで

二宮の魅力をご自慢の写真で！



川勾神社 新春の1コマ

- 審査委員長 神奈川新聞社写真部編集委員
- 審査委員 町観光協会会長および副会長
- 発表 3月中旬ごろ、応募者に直接通知する。
- 表彰 入賞者には賞金および副賞、そのほか
応募者全員に参加賞があります。
- 各賞の賞金 推薦（1点）三万円、特選（5点）
一万円、準特選（5点）五千元、入選（10点）
五千元、佳作（15点）三千元
- 応募上の注意 ○作品は未発表のものに限る。
○作品の裏面に氏名、住所、題名、撮影場所
撮影年月日を明記した応募票（自作可）を付
ける。
- 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品の返
却はしない。
- 入賞外の作品で返却を希望する場合は3月
31日までに事務局に直接受け取りに来る。
- 入賞者の賞金・副賞はネガと引換えて渡す。
- 主催 二宮町観光協会
- 応募先・問合せ 町観光協会（役場経済課内）
☎71-3311（内線256）まで

町内かわら版 ちやうないかわらばん

第17回 町内継走大会

12月13日（日）快晴のもと、
町内17チームが参加して「第
17回町内継走大会」が開催さ
れました。

前回の大会から、町民運動
場を起点とする周回コースに
なり、8区間（13・5km）の
タスキリレーで健脚を競いま
した。

レース展開は、前半から百
合が丘二丁目チームがリード
し、後続を引き離しましたが、
下町チームと釜野チームが、



【入賞チームの結果は次のとおり】

1位	下町チーム	タイム	49分00秒
2位	百合が丘2	〃	49分11秒
3位	釜野	〃	49分26秒
4位	一色緑が丘	〃	51分00秒
5位	中里	〃	51分45秒
6位	元町南	〃	53分35秒

一気に追いついて七区から八
区のタスキリレーでは、三チ
ームほぼ同時という今までに
ない展開となり、中継所では
大いに盛り上がりを見せてい
ました。

各地区ともに中学生から一
般の方まで選手確保に苦
労されたなかで実施された大
会でしたが、下町チームが三
連覇を達成して師走の一大行
事を締めくくりました。

雪道の通行を安全に！

今年も冬季を迎え降雪のシーズンとなり
ました。平成10年1月の大雪は例年にな
い積雪量で、交通機関に大きな影響を与え
ました。大雪時には緊急車両やバス等の公共
輸送機関の通行の確保を最優先に考えてい
ますが、十分な除雪等ができない場合があ
ります。

ドライバーの方は、特殊タイヤ（スタッ
ドレスなど）を装着するかチェーンを携行
し、積雪や凍結している場所を通行する場
合にはチェーンを装着するなどして、事故
のないように十分注意して安全運転を心が
けましょう。

12・8 老人クラブ連合
会の芸能大会、地区ごと
の発表会（公民館にて）



12・12 クリスマスグ
ズのクラフトを楽しむ参
加者（ふるさとの家）



12・12 救急車が来るま
での5分間にできること
（消防庁防災対策室）



12・19 正月用のお飾り
を作るコッパは……
（ふるさとの家にて）

